

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 14 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26510021

研究課題名(和文)原子力発電所事故に伴う損害賠償制度に係る実証的研究

研究課題名(英文) Demonstrative research about a nuclear power plant accident and the reparations system

研究代表者

久保 壽彦 (KUBO, TOSHIHIKO)

立命館大学・経済学部・教授

研究者番号：00454512

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、論文を3編発出し、研究発表等を5度実施した。本研究の開始以降、本研究が当初想定した損害賠償額が倍増等するとともに除染費用なども電力会社の負担となるなど負担の枠組みが変更される一方で、電力会社間で一部負担金を分担するといった、いわゆる保険制度に近い制度枠組みが構築されるなど、本研究が指摘していた方向性について具体化されることとなり、また電力会社の更生手続において課題となる原発損害賠償請求権の共益債権化について、理論的な切り口を提供することができた。さらには、本研究を契機とした電力会社の会社更生手続試論などの論文も公表された。これらから本研究の成果が表出していると自負している。

研究成果の概要(英文)：In this research I published three research papers and performed the presentation 5 times.

The damages of a nuclear power plant accident doubled. Therefore, an insurance similar system will be materialized among the electric power companies which this research had pointed out. And I quoted my paper about the reorganization of corporation procedure of an electric power company was also published. These are my results of research.

研究分野：民事法

キーワード：原発事故と損害賠償 原発損害賠償制度 会社更生手続 企業再生 電力会社会計

1. 研究開始当初の背景

(1)東京電力福島第一原発事故に伴う損害賠償制度の有り様については、森島昭夫名古屋大学名誉教授の見解(「国が被害者救済に直接責任を負う行政救済制度を創設すべきである。」)を支持するものであるが、その見解がすべての原子力関係法令や国家賠償法等にも係る非常に広大な構想であるため、現行法を基礎に原発事故に伴う損害賠償制度を新たに構築することを選択することの方がより現実的であり、かつ実効的であると思料し、本研究に取り組むこととした。

(2)現行制度は、原賠法第3条ただし書によって、東京電力1社に「無過失・無限責任」が課されている。万一、他の電力会社が、原発の再稼働や廃炉作業中に東京電力福島原発と同規模の重篤な原発事故を発生させた場合に、現行の制度が十分に機能しうるかどうかといった点については、十分な検証および検討はなされていない(支援機構法には附則第6条に見直し規定が設けられているのみである)。

(3)もっとも、東京電力の経営の有り様に関する見解、具体的には、その経営体力から法的整理に移行して原発事故の収束に当たるべきだとする見解やそれとは逆の法的整理をなすべきではないとする見解など対立する見解もあるが、上記重篤な事故時の損害賠償制度の再検討についてのもや電力会社の経営規模等といった観点から損害賠償制度を検証するといったものについては研究開始当初、公表等されたものは見当たらない。

(4)本研究は、この論点にスポットをあて、法的な枠組みの構築を目指すことを目的とするものであり、その研究の遂行にあたっては、原賠法を含めた原子力関係法令や民法や倒産処理法さらに預金保険法等にも係る必要があり、相当広範な分野での分析・研究が必要と考え研究を開始した。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的

本研究の目的は、将来的に東京電力を含め、電力会社が保有する原子力発電所(以下「原発」という)の再稼働または原発の廃炉作業において、万一重篤な事故が発生した場合に、電力の安定供給、原発事故の被害者に対する徹底した保護という観点から、現行の原子力損害賠償に関する法律(以下「原賠法」という)や原子力損害賠償支援機構法(以下「支援機構法」という)等に基づく損害賠償制度は十分に機能しうるかどうかについて、電力会社の経営規模や経営の特質等から実証的に研究する。さらに電力会社に多額の融資を行う金融機関の経営への影響、いわゆる金融システムの維持といった観点からの検証も加味したうえで政策提言を行い、その結果、国民が重篤な原発事故に万一遭

遇した場合であっても、電力の安定供給を確保し、原発事故の被害者に対する徹底した保護を図ることのできる新たな制度構築の実現を目的とするものである。

本研究の目的を達成するために、東京電力福島第一原発事故以降、原発事故に伴う損害賠償請求制度について研究を進め、次の成果を発出してきた。

()『原子力損害賠償制度の課題』立命館経済学第60巻4号499~516頁(平成23年11月)

()『原子力発電所事故に伴う損害賠償債務を負担する電力事業者の有り様について』経済科学通信128号65~71頁(平成24年4月)

()『原発事故に伴う損害賠償請求権の更生手続における共益債権化について』2012年度立命館大学 東日本大震災に関する研究推進プロジェクト報告書「大震災と税制・財政の諸問題に関する研究」37~48頁(平成25年3月)

()では、支援機構法を是とした場合の原賠法に係る諸問題を指摘し、()では、中小の電力会社にとっては現行の原子力損害賠償制度の維持は難しい旨の提言を行い、()では、原発事故によって電力会社を仮に法的整理とした場合の損害賠償請求権の処遇について言及した。

本研究では、これまでに発出した成果等をさらに進化させ、より精緻化・現実化するべく電力会社の経営規模別に適切な損害賠償制度の構築とさらに小規模な地方電力会社に対しては、実質的には一体として機能している地域金融システムの維持といった観点にまで検討を深めたうえで、新たな制度につき提言を行うことを目的とした。

(2) 本研究期間内に明らかにしようとした点

東京電力の福島第一原発事故に伴う損害賠償予定額(約5兆円)の規模を前提に、支援機構法の枠組みを基礎として、原発を所有する電力会社9社の経営規模等を分析し、資金交付を受けた損害賠償予定額の国への還付(返済)年数を算出し(平成22年3月期決算を基準とすると東京電力の場合は20年~30年)、支援機構法の枠組みが今後も成り立ちうるのかといった点について検証を行い、成り立ちえない場合は、電力会社の法的整理等を含めて、新たな損害賠償制度の構築を提言することを企図した。例えば、概ね電力会社を以下のように、3つのグループに区分し、その其々の業容に適った損害賠償制度の検討または再検討を行いたいと考えている。

具体的には、第1グループとして供給エリアが大都会である電力会社(例えば、東京電力)、第2グループとして、供給エリアに地方中核都市が含まれている電力会社、第3グループとして、地方都市を基盤とする電力会社(例えば、北海道電力)、などである。

さらに、これら格別の電力会社グループの取り

得るべき向性についても研究当初より以下を想定した。

第1グループの電力会社については、既存の支援機構法および福島県への現地調査等を行ったうえで、その一部改正で対処し、第2グループの電力会社に対しては、支援機構法を基礎としながら、例えば、電力会社間の保険制度(仮称)の創設、具体的には預金取扱金融機関に対して設けられている預金保険制度のような保険制度を設けるなど原発保有の電力会社が相互に関り、そして扶助するといった新たな制度が構築できないか。また、第3グループの電力会社に対しては、国への資金返済に100年を超える電力会社(計算根拠:損害賠償額見込額5兆円、平成22年3月決算を基準とした場合)も見受けられ、この場合、企業としての存続が法的にもそして会計的にも困難であるため、法的整理を中心とした新たな損害賠償制度の枠組みについての検討が必要と考えた。

もっとも、第3グループの電力会社が法的整理を選択した場合、手続等の信頼性から更生手続が選択されることになると思われるが、その際に被害者の損害賠償請求権は通常は無担保債権である更生債権として処遇され、更生計画においては大幅なカットが求められる。そこで、被害者の損害賠償請求権を保護するためには、更生手続において更生手続外で随時弁済される共益債権として処遇する必要があるが、社債債権者などの他の債権者との衡平性等の観点からそれが可能かどうかを検証したうえで、共益債権化の可否について提言を行うとともに、電力会社の更生手続への移行に伴う諸課題についても同時に分析・検証し、その結果として法的整理の実現可能性を追求することとした。その際に、損害賠償請求権者である被害者の負担を大幅に軽減すべく、被害者債権者が債権者集団を形成し(例えば、「原発損害賠償請求権者保護機構(仮称)」)たうえで更生手続に参加する、いわゆる「原発を保有する電力会社の更生手続に伴う特例法(仮称)」の創設についても併せて検討することとした。

また、第3グループの電力会社と地域金融システムは実質一体化(例えば、地元金融機関が大口の債権者になっており、同社の法的整理によって大きな損失を被る可能性がある等)し、不可欠な関係にあるため、法的整理移行の際に当該金融システムに与える影響は甚大であると考えられる。そこで、本研究は、その際の地域金融システムの維持(ひいては地域経済の維持)にまで研究対象を拡大することとした。

(3)当該分野における本研究の予想される結果と意義

本研究は、損害賠償制度の再検証について真正面から取り組み、その基本的視点も電力の安定供給、被害者の保護におき、電力会社の経営規模・経営体力から損害賠償制度につい

て検討を進めるものであり、それらに係る研究や今後の議論に対し、一石を投じるものであると考えられた。

これらの点から、本研究は、学術的特色・独創性を有し、その結果は、将来の原発再稼働や廃炉作業に向けた諸課題に対する一つの回答として、また万一重篤な原発事故が発生した場合であっても、安全であり、安心のできる社会が構築される一助として、社会や国民に貢献できるものではないかと考えた。

3. 研究の方法

(1)本研究計画・方法

本研究計画・方法については、現状の損害賠償制度の諸課題の再検証について、原発損害賠償請求及び賠償制度に係る学術論文・裁判例等の研究、研究機関との連携、電力会社の動向把握、各界研究者・専門家の知見・見解の聴取、等を中心に実践し、研究目的の完遂につなげたい。

について、現行の損害賠償制度について再認識するために福島県を訪問し、南相馬市などの被災地自治体における首長等や福島弁護士会との面談、福島大学つくしまふくしま未来支援センターとの連携し、現下の損害賠償制度における諸課題を再認識することとした。

について、原発時事故に伴う損害賠償制度の研究については、東京電力を例とした場合には、多く公表されており、さらに多くの論考や将来の賠償制度についての研究、また、東京電力に対する損害賠償請求や取締役に対する善管注意義務違反に係る裁判例についての分析研究が、数多く発出されるものと推測されたため、それら見解や裁判所の判断等に対する研究は本研究遂行上不可欠なものとして、多くの論考等を収集したうえで分析・研究を行うこととした。

について、21世紀政策研究所環境・I社¹・研究チーム・福島大学つくしまふくしま未来支援センターとも密接に連携し、研究内容についての情報交換等を行うこととした。

について、東京電力に対しては、政府・与党における福島第一原発の分社化議論や総合特別事業計画の進捗状況・損害賠償事例の開示について情報収集を行い、他電力会社については、公表されている決算数値等の分析を経て、原発に係る所要項目についてヒヤリングを行うことを予定した。

について、数多くの倒産処理を扱う弁護士や倒産処理法研究者及び東京地裁の裁判官で構成される「倒産・再生法実務研究会(東京)」や「事業再生研究機構(東京)」における研究会・勉強会や検討委員会において研究内容の発表を行い、本研究の課題及び解決策について多くの研究者・専門家から知見・見

解を聴取することを予定した。

(2) 各年度の研究計画の方法

平成 26 年度は、()本研究に係わる情報収集及び研究機関との連携、()研究会・シポジウムへの参画、()原発損害賠償請求及び賠償制度に係わる学術論文・裁判例等の研究、を実施目標として掲げ研究活動を行った。

()については、現行の原発損害賠償制度の現状を直接調査する意味で不可欠である。その意味では、福島県に複数回訪問することによって、福島大学つくしまふくしま未来支援センターに所属し、かつ福島の復興に鋭意取り組む多くの研究者と情報交換を行うことができ、また、原発事故に伴う裁判外紛争解決手段である和解仲介に取り組む福島県弁護士会の多くの弁護士とも知己を得、また、その結果、貴重な情報等を得ることができた。さらに、日本経団連 21 世紀政策研究所からの発出情報等については、常時連携されることとなった。

()については、本研究が電力会社の倒産や事業再生等を取扱う予定であることから、「倒産・再生法実務研究会」や「事業再生研究機構」、「危機管理研究会」などの倒産手続きの専門家や研究者等が集う研究会に積極的に参加することによって原発損害賠償が大きく係わる東日本大震災に伴う二重債務問題等に係わる情報交換・情報収集を行った。()については、福島原発事故以降に公表された原発事故損害賠償関係・同損害賠償制度関係の文献を国立国会図書館等にも赴き多数収集した。

平成 27 年度は、()本研究に係わる情報収集及び研究機関との連携、()研究機関・研究者との連携、()研究会・講演会・シポジウムへの参画、()本研究をテーマとした論文の作成、を実施目標として研究活動を行った。()については、国立国会図書館発出の原発損害賠償関係情報の収集、その他多くの文献情報を同図書館から収集した。また、福島弁護士会とは、継続的に連携し、21 世紀政策研究所からは、実に 3700 頁に及ぶ資料(原子力損害賠償制度資料集)の提供を受けた。なお、平成 27 年 5 月より、内閣府原子力委員会において「原子力損害賠償制度専門部会」が立ち上がり、原子力損害・廃炉等支援機構法に規定されている同制度の見直し作業に着手されている。この専門部会の議論の方向性についてもフォローを行った。()については、21 世紀政策研究所との連携を深め、本研究に係る論文作成等に寄与させることができた。また、一橋大学渡邊智之教授や本学経営学部金森絵里教授との研究情報の交換等に係わる連携、さらには名古屋大学森島昭夫名誉教授による本研究に係る指導を得ることもできた。()については、平成 27 年 4

月に本学商法研究会において、第一線の商法・会社法研究者に対して研究発表し、また、同年 12 月には本学『土曜講座』において、一般市民を対象に研究報告を行った。()については、立命館経済学にて 2 度発信し、平成 28 年度の研究への布石とした。また、前述の発出論文等が他の研究者の論文にも引用され、特に前述の専門部会のメンバーである一橋大学山本和彦教授は、発出論文を契機に『非常時対応の社会科学(法学と経済学の共同の歩み)』において、『原子力発電所事故を起こした電力会社の更生手続試論』という論文を公表している。

平成 28 年度は、()本研究に係わる情報収集及び研究機関との連携、()研究機関・研究者との連携、()研究会・講演会・シポジウムへの参画、()本研究をテーマとした論文の作成、を目的として研究活動を行った。()については、国立国会図書館発出の原発損害賠償関係情報の収集、その他多くの文献情報を同図書館から収集した。また、福島県弁護士会とは継続的に連携し、さらに内閣府原子力委員会における「原子力損害賠償制度専門部会」の原子力損害・廃炉等支援機構法に規定されている同制度の見直し作業の進捗状況や、平成 28 年 9 月より資源エネルギー庁内に「東京電力改革・1F 問題委員会」が設置され、原発損害賠償等の負担の在り方について審議され、その動向にも注視した。()については、21 世紀政策研究所とは引き続き連携し、また、一橋大学渡邊智之教授や本学における研究者(電力会計・損害賠償論等)とも連携し、研究情報の交換や深堀を行った。さらには、名古屋大学森島昭夫名誉教授にも引き続き本研究に係る指導を得ることができた。()については、平成 28 年 6 月に本学商法研究会において、第一線の商法・会社法研究者に対して研究発表し、また、同年 9 月に福島県弁護士会学習会において、損害賠償等に携わる弁護士に対して研究報告を行った。()については、立命館経済学にて発信し、今後の研究への布石とした。また、前述の発出論文等が他の研究者の論文にも引用され、注目を得ることができた。

4. 研究成果

(1) 研究成果としては、発出論文が 3 本、研究発表等を 6 回実施した。

(2) 論文については、平成 27 年 5 月に「福島県における震災復興の現状と課題 - 二重債務問題・原発損害賠償制度を中心に」と題して、福島県の復興状況のうち、二重債務問題と原発損害賠償制度に的を絞ってその現状の課題と問題点について論じた。特に、原発損害賠償制度については、巨額の損害賠償を負担する電力会社の経営問題などの諸問題について検討を加えた。平成 28 年 3 月には「原発損害賠償請求権と共益債権(1)」と題して、万一原発事故を引き起こした電力会社

が更生手続を選択した場合の損害賠償請求権の処遇について、最も優先される共益債権との衡平性の問題について、過去の多くの文献を参照し、損害賠償請求権の処遇についての方角性を導き出した。平成 29 年 3 月に「原子力事業者に関わる新たな論点」と題して、原子力委員会原子力損害賠償専門部会や東京電力・1F 問題委員会の審議の状況と本研究との関連性を吟味し、本研究を契機に唯一発出された電力会社の会社更生手続試論に対する筆者の見解との異同を整理し、今後の研究への布石とすることができた。

(3) 研究報告等については、一般市民、専門家、研究者及び福島県で損害賠償に携わる多くの弁護士に対してなど、幅広い階層に対して研究発表等を行い、原発損害賠償に関わる多くの課題について、広く世に公知できたものと思われる。

(4) 本研究の開始以降、本研究が当初想定した損害賠償額が倍増等するとともに除染費用なども電力会社の負担となるなど負担の枠組みが暫時変更される一方で、電力会社間で一部負担金を分担するといった、いわゆる保険制度に近い制度枠組みが構築されるなど、本研究が当初から示していた方向性についても示されることとなった点は、本研究の一つの成果であると自負している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

久保壽彦、『原子力事業者に関わる新たな論点』、立命館経済学第 65 巻第 6 号、査読無し、157-176 (2017)

久保壽彦、『原発損害賠償請求権と共益債権(1)』、立命館経済学第 64 巻第 5 号、査読無し、89-107 (2016)

久保壽彦、『福島県における震災復興の現状と課題 - 二重債務問題・原発損害賠償制度等を中心に - 』、立命館経済学第 64 巻第 1 号、査読無し、1-23 (2015)

〔学会発表〕(計 6 件)

久保壽彦、研究発表『震災復興の法的課題』、福島県弁護士会勉強会、平成 28 年 9 月 6 日「ホテル辰巳屋(福島県・福島市)」

久保壽彦、研究発表『原子力損害賠償制度改正に係る審議等の動向と原子力事業者の法的整理』、立命館大学商法研究会、平成 28 年 6 月 2 日「立命館大学衣笠キャンパス(京都府・京都市)」

久保壽彦、講演『東日本大震災からの復興に係る課題 - 二重債務問題と原子力損害賠償制度などについて』、立命館大学「土曜講座」、平成 27 年 12 月 19 日「立命館大学衣笠キャンパス(京都府・京都市)」

久保壽彦、パネリスト『福島県における震災復興の課題』、福島大学うつくしまふくしま未来支援センター「京都シンポジウム」、平成 26 年 3 月 8 日「立命館大学朱雀キャン

パス(京都府・京都市)」

久保壽彦、研究発表『震災復興の法的課題 - 復興暴排と原子力損害賠償制度等について』、福島県弁護士会勉強会、平成 27 年 1 月 29 日「福島県郡山市市民文化センター(福島県・郡山市)」

6. 研究組織

(1) 研究代表者

久保 壽彦 (TOSHIHIKO, KUBO)

立命館大学・経済学部・教授

研究者番号：00454512